

議案第1号

現業職員の給与に関する規則の一部改正について

現業職員の給与に関する規則の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

令和4年12月22日

鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹

現業職員の給与に関する規則及び労働協約の一部改正について

令和4年12月22日
教育人材開発課

1 改正の理由

令和4年12月定例県議会で成立した「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」が令和4年12月26日付で公布され、令和4年4月1日に遡って給料表の改正が施行されることから、当該条例に準じて現業職員の給与等について規定している「現業職員の給与に関する規則」及び「労働協約」の改正を行う。

2 改正の概要

- ・給料表について、職員の給与に関する条例に定める給料表に準じた給料表に改める。
（国の俸給表改定に準じて若年層職員の給与水準を引き上げる。
※改正内容は別紙のとおり
- ・適用年月日は令和4年4月1日とし、12月28日に改定差額を追給する。

3 スケジュール

- ・令和4年11月28日 職員団体と合意
- ・令和4年12月26日 規則公布、協約締結
- ・令和4年4月1日 遡及適用

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和 32 年鳥取県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

| 職員の区分 | 職務の級 号給 | 1 級 | 2 級 | 3 級 |
|----------------|------------|---------|---------|---------|
| | | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 再任用職員以 外の職員 | | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | 150,100 | 198,500 | 234,400 |
| | 2 | 151,200 | 200,300 | 236,000 |
| | 3 | 152,400 | 202,100 | 237,500 |
| | 4 | 153,500 | 203,900 | 239,000 |
| | 5 | 154,600 | 205,400 | 240,300 |
| | 6 | 155,700 | 207,200 | 241,900 |
| | 7 | 156,800 | 209,000 | 243,400 |
| | 8 | 157,900 | 210,800 | 244,900 |
| | 9 | 158,900 | 212,400 | 246,000 |
| | 10 | 160,300 | 214,200 | 247,500 |
| | 11 | 161,600 | 216,000 | 249,000 |
| | 12 | 162,900 | 217,800 | 250,300 |
| | 13 | 164,100 | 219,200 | 251,800 |
| | 14 | 165,600 | 221,000 | 253,000 |
| | 15 | 167,100 | 222,700 | 254,300 |
| | 16 | 168,700 | 224,500 | 255,500 |
| | 17 | 169,800 | 226,100 | 256,800 |
| | 18 | 171,200 | 227,800 | 258,200 |
| | 19 | 172,600 | 229,400 | 259,600 |
| | 20 | 174,000 | 230,900 | 261,100 |
| | 21 | 175,300 | 232,200 | 262,700 |
| | 22 | 177,800 | 233,800 | 264,400 |
| | 23 | 180,300 | 235,400 | 266,000 |
| | 24 | 182,800 | 236,900 | 267,600 |
| | 25 | 185,200 | 237,900 | 269,400 |
| | 26 | 186,900 | 239,400 | 271,200 |
| | 27 | 188,500 | 240,700 | 272,900 |
| | 28 | 190,200 | 241,900 | 274,600 |
| | 29 | 191,700 | 243,100 | 276,200 |
| | 30 | 193,400 | 244,100 | 277,900 |
| | 31 | 195,200 | 245,100 | 279,700 |
| | 32 | 196,900 | 246,100 | 281,200 |
| | 33 | 198,500 | 247,200 | 282,400 |
| | 34 | 199,900 | 248,100 | 284,100 |
| | 35 | 201,400 | 249,000 | 285,700 |
| 36 | 202,900 | 250,000 | 287,400 | |

| | | | |
|----|---------|---------|---------|
| 37 | 204,200 | 250,900 | 289,000 |
| 38 | 205,500 | 252,200 | 290,700 |
| 39 | 206,700 | 253,400 | 292,500 |
| 40 | 208,000 | 254,700 | 294,300 |
| 41 | 209,300 | 256,000 | 295,800 |
| 42 | 210,600 | 257,400 | 297,500 |
| 43 | 211,900 | 258,600 | 299,000 |
| 44 | 213,200 | 259,800 | 300,600 |
| 45 | 214,300 | 260,900 | 302,200 |
| 46 | 215,600 | 262,100 | 303,900 |
| 47 | 216,900 | 263,400 | 305,500 |
| 48 | 218,200 | 264,500 | 307,200 |
| 49 | 219,200 | 265,600 | 308,100 |
| 50 | 220,300 | 266,600 | 309,600 |
| 51 | 221,300 | 267,800 | 311,100 |
| 52 | 222,300 | 268,900 | 312,700 |
| 53 | 223,300 | 269,900 | 314,300 |
| 54 | 224,200 | 270,900 | 315,900 |
| 55 | 225,100 | 272,000 | 317,500 |
| 56 | 226,000 | 273,100 | 319,000 |
| 57 | 226,300 | 274,000 | 320,500 |
| 58 | 227,100 | 275,000 | 321,700 |
| 59 | 227,800 | 275,900 | 322,900 |
| 60 | 228,500 | 277,000 | 324,100 |
| 61 | 229,200 | 278,100 | 324,800 |
| 62 | 230,000 | 279,100 | 325,700 |
| 63 | 230,700 | 280,000 | 326,500 |
| 64 | 231,300 | 281,000 | 327,300 |
| 65 | 231,900 | 281,500 | 328,200 |
| 66 | 232,500 | 282,400 | 328,600 |
| 67 | 233,100 | 283,100 | 329,300 |
| 68 | 233,800 | 284,000 | 330,100 |
| 69 | 234,500 | 285,000 | 330,900 |
| 70 | 235,100 | 285,800 | 331,600 |
| 71 | 235,600 | 286,600 | 332,300 |
| 72 | 236,300 | 287,400 | 333,000 |
| 73 | 237,000 | 288,200 | 333,500 |
| 74 | 237,600 | 288,700 | 334,100 |
| 75 | 238,200 | 289,100 | 334,600 |
| 76 | 238,700 | 289,600 | 335,200 |
| 77 | 239,300 | 289,800 | 335,500 |
| 78 | 240,000 | 290,100 | 336,000 |
| 79 | 240,700 | 290,300 | 336,400 |

| | | | |
|-----|---------|---------|---------|
| 80 | 241,200 | 290,700 | 336,900 |
| 81 | 241,700 | 290,900 | 337,300 |
| 82 | 242,300 | 291,100 | 337,800 |
| 83 | 242,900 | 291,500 | 338,300 |
| 84 | 243,400 | 291,800 | 338,800 |
| 85 | 243,900 | 292,100 | 339,100 |
| 86 | 244,500 | 292,400 | 339,500 |
| 87 | 245,100 | 292,700 | 340,000 |
| 88 | 245,600 | 293,100 | 340,400 |
| 89 | 246,100 | 293,400 | 340,700 |
| 90 | 246,600 | 293,800 | 341,100 |
| 91 | 246,900 | 294,100 | 341,600 |
| 92 | 247,300 | 294,500 | 342,000 |
| 93 | 247,600 | 294,700 | 342,200 |
| 94 | | 294,900 | 342,600 |
| 95 | | 295,200 | 343,100 |
| 96 | | 295,600 | 343,500 |
| 97 | | 295,800 | 343,700 |
| 98 | | 296,100 | 344,100 |
| 99 | | 296,500 | 344,500 |
| 100 | | 296,900 | 344,800 |
| 101 | | 297,100 | 345,100 |
| 102 | | 297,400 | 345,500 |
| 103 | | 297,800 | 345,900 |
| 104 | | 298,100 | 346,300 |
| 105 | | 298,300 | 346,800 |
| 106 | | 298,600 | 347,200 |
| 107 | | 299,000 | 347,600 |
| 108 | | 299,300 | 348,000 |
| 109 | | 299,500 | 348,500 |
| 110 | | 299,900 | 348,900 |
| 111 | | 300,300 | 349,200 |
| 112 | | 300,600 | 349,500 |
| 113 | | 300,800 | 350,000 |
| 114 | | 301,000 | 350,400 |
| 115 | | 301,300 | 350,700 |
| 116 | | 301,700 | 351,000 |
| 117 | | 301,900 | 351,500 |
| 118 | | 302,100 | |
| 119 | | 302,400 | |
| 120 | | 302,700 | |
| 121 | | 303,100 | |
| 122 | | 303,300 | |

| | | | | |
|-------|-----|---------|---------|---------|
| | 123 | | 303,600 | |
| | 124 | | 303,900 | |
| | 125 | | 304,200 | |
| 再任用職員 | | 187,700 | 215,200 | 255,200 |

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(給与改定に伴う在職者の給与の調整)

2 この規則の施行の際現に職員である者については、改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

4 改正後の規則の規定の適用については、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の適用を受ける者の例により、必要な調整を行うことができる。

5 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、鳥取県教育委員会が定める。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会規則第 号

議案第2号

鳥取県高等学校現業職員労働組合との労働協約の一部改訂について

鳥取県高等学校現業職員労働組合との労働協約の一部改訂について、別紙のとおり議決を求めます。

令和4年12月22日

鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹

労働協約の一部を改訂する協約案

労働協約（平成 29 年 12 月 26 日締結）の一部を次のように改訂する。

次の表の改訂前の欄に掲げる規定を同表の改訂後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改訂する。

| 改 訂 後 | | | | | 改 訂 前 | | | | |
|----------------|------------|----------------|----------------|----------------|----------------|------------|----------------|----------------|----------------|
| 別表第 1 (第28条関係) | | | | | 別表第 1 (第28条関係) | | | | |
| 職員の区 分 | 職務の級 号給 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 職員の区 分 | 職務の級 号給 | 1 級 | 2 級 | 3 級 |
| | | 給料月 額 | 給料月 額 | 給料月 額 | | | 給料月 額 | 給料月 額 | 給料月 額 |
| | | 円 | 円 | 円 | | | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | <u>150,100</u> | <u>198,500</u> | <u>234,400</u> | | 1 | <u>146,100</u> | <u>195,500</u> | <u>231,500</u> |
| | 2 | <u>151,200</u> | <u>200,300</u> | <u>236,000</u> | | 2 | <u>147,200</u> | <u>197,300</u> | <u>233,100</u> |
| | 3 | <u>152,400</u> | <u>202,100</u> | <u>237,500</u> | | 3 | <u>148,400</u> | <u>199,100</u> | <u>234,600</u> |
| | 4 | <u>153,500</u> | <u>203,900</u> | <u>239,000</u> | | 4 | <u>149,500</u> | <u>200,900</u> | <u>236,200</u> |
| | 5 | <u>154,600</u> | <u>205,400</u> | <u>240,300</u> | | 5 | <u>150,600</u> | <u>202,400</u> | <u>237,600</u> |
| | 6 | <u>155,700</u> | <u>207,200</u> | <u>241,900</u> | | 6 | <u>151,700</u> | <u>204,200</u> | <u>239,300</u> |
| | 7 | <u>156,800</u> | <u>209,000</u> | <u>243,400</u> | | 7 | <u>152,800</u> | <u>206,000</u> | <u>240,800</u> |
| | 8 | <u>157,900</u> | <u>210,800</u> | <u>244,900</u> | | 8 | <u>153,900</u> | <u>207,800</u> | <u>242,400</u> |
| | 9 | <u>158,900</u> | <u>212,400</u> | <u>246,000</u> | | 9 | <u>154,900</u> | <u>209,400</u> | <u>243,500</u> |
| | 10 | <u>160,300</u> | <u>214,200</u> | <u>247,500</u> | | 10 | <u>156,300</u> | <u>211,200</u> | <u>245,000</u> |
| | 11 | <u>161,600</u> | <u>216,000</u> | <u>249,000</u> | | 11 | <u>157,600</u> | <u>213,000</u> | <u>246,600</u> |
| | 12 | <u>162,900</u> | <u>217,800</u> | <u>250,300</u> | | 12 | <u>158,900</u> | <u>214,800</u> | <u>247,900</u> |
| | 13 | <u>164,100</u> | <u>219,200</u> | <u>251,800</u> | | 13 | <u>160,100</u> | <u>216,200</u> | <u>249,400</u> |
| | 14 | <u>165,600</u> | <u>221,000</u> | <u>253,000</u> | | 14 | <u>161,600</u> | <u>218,000</u> | <u>250,800</u> |
| | 15 | <u>167,100</u> | <u>222,700</u> | <u>254,300</u> | | 15 | <u>163,100</u> | <u>219,700</u> | <u>252,100</u> |
| | 16 | <u>168,700</u> | <u>224,500</u> | <u>255,500</u> | | 16 | <u>164,700</u> | <u>221,500</u> | <u>253,500</u> |
| | 17 | <u>169,800</u> | <u>226,100</u> | <u>256,800</u> | | 17 | <u>165,900</u> | <u>223,200</u> | <u>255,000</u> |
| | 18 | <u>171,200</u> | <u>227,800</u> | <u>258,200</u> | | 18 | <u>167,400</u> | <u>224,900</u> | <u>256,500</u> |
| | 19 | <u>172,600</u> | <u>229,400</u> | <u>259,600</u> | | 19 | <u>168,900</u> | <u>226,500</u> | <u>258,200</u> |
| | 20 | <u>174,000</u> | <u>230,900</u> | <u>261,100</u> | | 20 | <u>170,400</u> | <u>228,100</u> | <u>260,000</u> |
| | 21 | <u>175,300</u> | <u>232,200</u> | <u>262,700</u> | | 21 | <u>171,700</u> | <u>229,500</u> | <u>261,600</u> |
| | 22 | <u>177,800</u> | <u>233,800</u> | <u>264,400</u> | | 22 | <u>174,400</u> | <u>231,200</u> | <u>263,300</u> |
| | 23 | <u>180,300</u> | <u>235,400</u> | <u>266,000</u> | | 23 | <u>177,000</u> | <u>232,800</u> | <u>264,900</u> |
| | 24 | <u>182,800</u> | <u>236,900</u> | <u>267,600</u> | | 24 | <u>179,600</u> | <u>234,400</u> | <u>266,500</u> |
| | 25 | <u>185,200</u> | <u>237,900</u> | <u>269,400</u> | | 25 | <u>182,200</u> | <u>235,400</u> | <u>268,400</u> |
| | 26 | <u>186,900</u> | <u>239,400</u> | <u>271,200</u> | | 26 | <u>183,900</u> | <u>236,900</u> | <u>270,200</u> |
| | 27 | <u>188,500</u> | <u>240,700</u> | <u>272,900</u> | | 27 | <u>185,500</u> | <u>238,300</u> | <u>271,900</u> |
| | 28 | <u>190,200</u> | <u>241,900</u> | <u>274,600</u> | | 28 | <u>187,200</u> | <u>239,500</u> | <u>273,600</u> |
| | 29 | <u>191,700</u> | <u>243,100</u> | <u>276,200</u> | | 29 | <u>188,700</u> | <u>240,700</u> | <u>275,300</u> |
| | 30 | <u>193,400</u> | <u>244,100</u> | <u>277,900</u> | | 30 | <u>190,400</u> | <u>241,900</u> | <u>277,000</u> |
| | 31 | <u>195,200</u> | <u>245,100</u> | <u>279,700</u> | | 31 | <u>192,200</u> | <u>242,900</u> | <u>278,800</u> |
| | 32 | <u>196,900</u> | <u>246,100</u> | <u>281,200</u> | | 32 | <u>193,900</u> | <u>244,100</u> | <u>280,300</u> |
| | 33 | <u>198,500</u> | <u>247,200</u> | <u>282,400</u> | | 33 | <u>195,500</u> | <u>245,400</u> | <u>281,800</u> |
| | 34 | <u>199,900</u> | <u>248,100</u> | <u>284,100</u> | | 34 | <u>196,900</u> | <u>246,400</u> | <u>283,700</u> |
| | 35 | <u>201,400</u> | <u>249,000</u> | <u>285,700</u> | | 35 | <u>198,400</u> | <u>247,600</u> | <u>285,500</u> |
| | 36 | <u>202,900</u> | <u>250,000</u> | <u>287,400</u> | | 36 | <u>199,900</u> | <u>248,900</u> | <u>287,400</u> |
| | 37 | <u>204,200</u> | <u>250,900</u> | <u>289,000</u> | | 37 | <u>201,200</u> | <u>249,800</u> | <u>289,000</u> |
| | 38 | <u>205,500</u> | <u>252,200</u> | <u>290,700</u> | | 38 | <u>202,500</u> | <u>251,100</u> | <u>290,700</u> |
| | 39 | <u>206,700</u> | <u>253,400</u> | <u>292,500</u> | | 39 | <u>203,700</u> | <u>252,300</u> | <u>292,500</u> |
| | 40 | <u>208,000</u> | <u>254,700</u> | <u>294,300</u> | | 40 | <u>205,000</u> | <u>253,600</u> | <u>294,300</u> |
| | 41 | <u>209,300</u> | <u>256,000</u> | <u>295,800</u> | | 41 | <u>206,300</u> | <u>255,000</u> | <u>295,800</u> |

| | | | | | | | | | |
|--------------------|----|----------------|----------------|---------|------------------------|----|----------------|----------------|---------|
| | 42 | <u>210,600</u> | <u>257,400</u> | 297,500 | | 42 | <u>207,600</u> | <u>256,400</u> | 297,500 |
| | 43 | <u>211,900</u> | <u>258,600</u> | 299,000 | | 43 | <u>208,900</u> | <u>257,600</u> | 299,000 |
| | 44 | <u>213,200</u> | <u>259,800</u> | 300,600 | | 44 | <u>210,200</u> | <u>258,800</u> | 300,600 |
| | 45 | <u>214,300</u> | <u>260,900</u> | 302,200 | | 45 | <u>211,300</u> | <u>260,000</u> | 302,200 |
| | 46 | <u>215,600</u> | <u>262,100</u> | 303,900 | | 46 | <u>212,600</u> | <u>261,200</u> | 303,900 |
| | 47 | <u>216,900</u> | <u>263,400</u> | 305,500 | | 47 | <u>213,900</u> | <u>262,500</u> | 305,500 |
| | 48 | <u>218,200</u> | <u>264,500</u> | 307,200 | | 48 | <u>215,200</u> | <u>263,600</u> | 307,200 |
| | 49 | <u>219,200</u> | <u>265,600</u> | 308,100 | | 49 | <u>216,300</u> | <u>264,700</u> | 308,100 |
| | 50 | <u>220,300</u> | <u>266,600</u> | 309,600 | | 50 | <u>217,400</u> | <u>265,800</u> | 309,600 |
| | 51 | <u>221,300</u> | <u>267,800</u> | 311,100 | | 51 | <u>218,400</u> | <u>267,100</u> | 311,100 |
| | 52 | <u>222,300</u> | <u>268,900</u> | 312,700 | | 52 | <u>219,500</u> | <u>268,400</u> | 312,700 |
| | 53 | <u>223,300</u> | <u>269,900</u> | 314,300 | | 53 | <u>220,600</u> | <u>269,400</u> | 314,300 |
| | 54 | <u>224,200</u> | <u>270,900</u> | 315,900 | | 54 | <u>221,600</u> | <u>270,500</u> | 315,900 |
| | 55 | <u>225,100</u> | <u>272,000</u> | 317,500 | | 55 | <u>222,500</u> | <u>271,800</u> | 317,500 |
| | 56 | <u>226,000</u> | 273,100 | 319,000 | | 56 | <u>223,500</u> | 273,100 | 319,000 |
| | 57 | <u>226,300</u> | 274,000 | 320,500 | | 57 | <u>223,800</u> | 274,000 | 320,500 |
| | 58 | <u>227,100</u> | 275,000 | 321,700 | | 58 | <u>224,600</u> | 275,000 | 321,700 |
| | 59 | <u>227,800</u> | 275,900 | 322,900 | | 59 | <u>225,400</u> | 275,900 | 322,900 |
| | 60 | <u>228,500</u> | 277,000 | 324,100 | | 60 | <u>226,100</u> | 277,000 | 324,100 |
| | 61 | <u>229,200</u> | 278,100 | 324,800 | | 61 | <u>226,800</u> | 278,100 | 324,800 |
| 再任用職 員以外の 職員 | 62 | <u>230,000</u> | 279,100 | 325,700 | 再任用職 員 以外の職 員 | 62 | <u>227,800</u> | 279,100 | 325,700 |
| | 63 | <u>230,700</u> | 280,000 | 326,500 | | 63 | <u>228,600</u> | 280,000 | 326,500 |
| | 64 | <u>231,300</u> | 281,000 | 327,300 | | 64 | <u>229,400</u> | 281,000 | 327,300 |
| | 65 | <u>231,900</u> | 281,500 | 328,200 | | 65 | <u>230,100</u> | 281,500 | 328,200 |
| | 66 | <u>232,500</u> | 282,400 | 328,600 | | 66 | <u>230,800</u> | 282,400 | 328,600 |
| | 67 | <u>233,100</u> | 283,100 | 329,300 | | 67 | <u>231,700</u> | 283,100 | 329,300 |
| | 68 | <u>233,800</u> | 284,000 | 330,100 | | 68 | <u>232,700</u> | 284,000 | 330,100 |
| | 69 | <u>234,500</u> | 285,000 | 330,900 | | 69 | <u>233,400</u> | 285,000 | 330,900 |
| | 70 | <u>235,100</u> | 285,800 | 331,600 | | 70 | <u>234,000</u> | 285,800 | 331,600 |
| | 71 | <u>235,600</u> | 286,600 | 332,300 | | 71 | <u>234,500</u> | 286,600 | 332,300 |
| | 72 | <u>236,300</u> | 287,400 | 333,000 | | 72 | <u>235,200</u> | 287,400 | 333,000 |
| | 73 | <u>237,000</u> | 288,200 | 333,500 | | 73 | <u>236,000</u> | 288,200 | 333,500 |
| | 74 | <u>237,600</u> | 288,700 | 334,100 | | 74 | <u>236,600</u> | 288,700 | 334,100 |
| | 75 | <u>238,200</u> | 289,100 | 334,600 | | 75 | <u>237,200</u> | 289,100 | 334,600 |
| | 76 | <u>238,700</u> | 289,600 | 335,200 | | 76 | <u>237,700</u> | 289,600 | 335,200 |
| | 77 | <u>239,300</u> | 289,800 | 335,500 | | 77 | <u>238,400</u> | 289,800 | 335,500 |
| | 78 | <u>240,000</u> | 290,100 | 336,000 | | 78 | <u>239,100</u> | 290,100 | 336,000 |
| | 79 | <u>240,700</u> | 290,300 | 336,400 | | 79 | <u>239,800</u> | 290,300 | 336,400 |
| | 80 | <u>241,200</u> | 290,700 | 336,900 | | 80 | <u>240,300</u> | 290,700 | 336,900 |
| | 81 | <u>241,700</u> | 290,900 | 337,300 | | 81 | <u>240,800</u> | 290,900 | 337,300 |
| | 82 | <u>242,300</u> | 291,100 | 337,800 | | 82 | <u>241,500</u> | 291,100 | 337,800 |
| | 83 | <u>242,900</u> | 291,500 | 338,300 | | 83 | <u>242,200</u> | 291,500 | 338,300 |
| | 84 | <u>243,400</u> | 291,800 | 338,800 | | 84 | <u>242,900</u> | 291,800 | 338,800 |
| | 85 | <u>243,900</u> | 292,100 | 339,100 | | 85 | <u>243,500</u> | 292,100 | 339,100 |
| | 86 | <u>244,500</u> | 292,400 | 339,500 | | 86 | <u>244,200</u> | 292,400 | 339,500 |
| | 87 | <u>245,100</u> | 292,700 | 340,000 | | 87 | <u>244,900</u> | 292,700 | 340,000 |
| | 88 | 245,600 | 293,100 | 340,400 | | 88 | 245,600 | 293,100 | 340,400 |
| | 89 | 246,100 | 293,400 | 340,700 | | 89 | 246,100 | 293,400 | 340,700 |
| | 90 | 246,600 | 293,800 | 341,100 | | 90 | 246,600 | 293,800 | 341,100 |
| | 91 | 246,900 | 294,100 | 341,600 | | 91 | 246,900 | 294,100 | 341,600 |
| | 92 | 247,300 | 294,500 | 342,000 | | 92 | 247,300 | 294,500 | 342,000 |
| | 93 | 247,600 | 294,700 | 342,200 | | 93 | 247,600 | 294,700 | 342,200 |

| | | | | | |
|-------|---------|---------|-------|---------|---------|
| 94 | 294,900 | 342,600 | 94 | 294,900 | 342,600 |
| 95 | 295,200 | 343,100 | 95 | 295,200 | 343,100 |
| 96 | 295,600 | 343,500 | 96 | 295,600 | 343,500 |
| 97 | 295,800 | 343,700 | 97 | 295,800 | 343,700 |
| 98 | 296,100 | 344,100 | 98 | 296,100 | 344,100 |
| 99 | 296,500 | 344,500 | 99 | 296,500 | 344,500 |
| 100 | 296,900 | 344,800 | 100 | 296,900 | 344,800 |
| 101 | 297,100 | 345,100 | 101 | 297,100 | 345,100 |
| 102 | 297,400 | 345,500 | 102 | 297,400 | 345,500 |
| 103 | 297,800 | 345,900 | 103 | 297,800 | 345,900 |
| 104 | 298,100 | 346,300 | 104 | 298,100 | 346,300 |
| 105 | 298,300 | 346,800 | 105 | 298,300 | 346,800 |
| 106 | 298,600 | 347,200 | 106 | 298,600 | 347,200 |
| 107 | 299,000 | 347,600 | 107 | 299,000 | 347,600 |
| 108 | 299,300 | 348,000 | 108 | 299,300 | 348,000 |
| 109 | 299,500 | 348,500 | 109 | 299,500 | 348,500 |
| 110 | 299,900 | 348,900 | 110 | 299,900 | 348,900 |
| 111 | 300,300 | 349,200 | 111 | 300,300 | 349,200 |
| 112 | 300,600 | 349,500 | 112 | 300,600 | 349,500 |
| 113 | 300,800 | 350,000 | 113 | 300,800 | 350,000 |
| 114 | 301,000 | 350,400 | 114 | 301,000 | 350,400 |
| 115 | 301,300 | 350,700 | 115 | 301,300 | 350,700 |
| 116 | 301,700 | 351,000 | 116 | 301,700 | 351,000 |
| 117 | 301,900 | 351,500 | 117 | 301,900 | 351,500 |
| 118 | 302,100 | | 118 | 302,100 | |
| 119 | 302,400 | | 119 | 302,400 | |
| 120 | 302,700 | | 120 | 302,700 | |
| 121 | 303,100 | | 121 | 303,100 | |
| 122 | 303,300 | | 122 | 303,300 | |
| 123 | 303,600 | | 123 | 303,600 | |
| 124 | 303,900 | | 124 | 303,900 | |
| 125 | 304,200 | | 125 | 304,200 | |
| 再任用職員 | 187,700 | 215,200 | 再任用職員 | 187,700 | 215,200 |

附 則

(施行期日)

1 この協約は、締結日から適用する。

(給与改訂に伴う在職者の給与の調整)

2 この協約の適用の際現に職員である者については、改訂後の労働協約（以下「改訂後の協約」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改訂後の協約の規定を適用する場合においては、改訂前の労働協約の規定に基づいて支給された給与は、改訂後の協約の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

4 改訂後の協約の規定の適用については、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の適用を受ける者の例により、必要な調整を行うことができる。

議案第3号

鳥取県立夜間中学の校名について

鳥取県立夜間中学の校名について、別紙のとおり議決を求めます。

令和4年12月22日

鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹

鳥取県立夜間中学校の校名について

鳥取県立夜間中学の校名について、下記候補 1、候補 2 のいずれかに決定したい。

記

候補 1 鳥取県立まなびの森学園

候補 2 鳥取県立星空学園中学校

鳥取県立夜間中学の校名候補等について

令和4年12月22日
小中学校課

1 校名候補について

| | ＜候補1＞鳥取県立まなびの森学園 | ＜候補2＞鳥取県立星空学園中学校 |
|------------------|--|---|
| 選 定 理 由 | 応募者が学校を「森」、先生を「森の木々」、生徒を「いろとりどりの鳥」に例え、入学する生徒の姿を描きながら思いを込めたように、「森」は様々な生命が宿り、活動し、くつろぎ、生きている場である。森には、それだけ多様な生命を生み出し、包み込む偉大な力がある。また、「まなび」にはコンセプトにもあるように、多様な生徒が安心して学んだり、ともに学び合う仲間とつながったりして、夢や目標に向かってはばたいていけるよう、後押しをしていくメッセージが込められている。まさに学校は、集う生徒たちの学びにチャレンジする願いに応え、自分らしい学びを実現することを目指すものであるため、学校の名称にふさわしい。 | 鳥取県は星取県のネーミングでアピールするなど、県民にも「星」はなじみのある漢字。夜は暗いイメージも連想されるが、応募理由にもあるように星は夜空で「輝き」、「目指す」ものにも例えられ、プラスのイメージや前向きな意味があるものである。昼間の太陽に変わって、夜間の「星空」には無数の星がいろとりどりに光り輝いており、生徒たちにも自分らしく輝いてほしい、未来の夢や目標に向かって行ってほしいという思いを込めたい。また、星に願いをかけると叶うという古来のいわれもあり、コンセプトにあるように、学びたい願いを叶え、よろこびを実現する教育活動を行う学校の名称にふさわしい。 |
| 応 募 理 由 | 学校を森、森を形成する木々の1本1本を先生方、そしてそこに集う様々な生徒さんたちを「いろとりどりの鳥」とイメージしました。いろいろな事情で学校に行けなかった人たちが、新しい気持ちで、勉強だけでなく人とのつながりや生きる喜びを知ってもらいたいという思いから、漢字の「学び」ではなく、ソフトな「まなび」にしました。 | <ul style="list-style-type: none"> ・様々な理由で学ぶことができなかつた方が星空の下、夜間中学で学び、いろとりどりの才能を星空の星のように光り輝かせることができる事を願って星空中学にしました。 ・星取県の鳥取であること、夜間の夜空であること、ひとりひとりが輝く一番星であることを願ってこの校名にしました。 ・夜間は暗いイメージがあるので、夜になると見えてくる星空にしました。光り輝く星が希望あるように思いました。 |

2 校名選考に関する経緯について

(1) 校名決定までの経緯について

- 9月21日から10月20日までの期間
全国から校名を公募（応募数：70名から87件）
- 11月4日 県立夜間中学設置準備等に係る懇談会で意見聴取
- 11月16日 校名候補について委員全員で協議

(2) 校名選考基準について

【校名選考基準】（募集時に公表）

- ① 県立夜間中学の「コンセプト」をイメージしたもの
 - ② 生徒が夜間中学に誇りと希望を持てるもの
 - ③ 広く県民に親しまれ愛されるもの
 - ④ 自身が創作した名称で、他の名称や商標などに類似していないこと
 - ⑤ 「夜間」は、校名に入れないこと ※必ずしも「〇〇中学校」としなくてもよい
- ※ 校名候補については、応募者の意図を損なわない範囲で一部修正・補作することもある。

県立夜間中学 応募校名一覧

【参考資料】

応募数 70人から87件

| No. | 校名案 | ふりがな | 備考 |
|-----|---------------|------------------------|-------------|
| 1 | 鳥取県立あけぼの中学校 | とっとりけんりつあけぼのちゅうがっこう | |
| 2 | 鳥取県立明未来 | とっとりけんりつあみく | |
| 3 | 鳥取県立因幡ひかり中学校 | とっとりけんりついなばひかりちゅうがっこう | |
| 4 | 鳥取県立いろどり学園 | とっとりけんりついろどりがくえん | 同じ校名で別の方が応募 |
| 5 | 鳥取県立いろどり学園 | とっとりけんりついろどりがくえん | |
| 6 | 鳥取県立色鳥学校 | とっとりけんりついろとりがっこう | |
| 7 | 鳥取県立いろとりどり中学校 | とっとりけんりついろとりどりちゅうがっこう | |
| 8 | 鳥取県立因伯中学校 | とっとりけんりついなばくちゅうがっこう | |
| 9 | 鳥取県立因伯兔中学校 | とっとりけんりついなばくとちゅうがっこう | |
| 10 | 鳥取県立かがやき（輝き） | とっとりけんりつかがやき | |
| 11 | 鳥取県立かみひこうき中学校 | とっとりけんりつかみひこうきちゅうがっこう | |
| 12 | 鳥取県立輝望学園中学 | とっとりけんりつきぼうがくえんちゅうがく | |
| 13 | 鳥取県立暁講館中学校 | とっとりけんりつぎょうこうかんちゅうがっこう | |
| 14 | 鳥取県立教養学院 | とっとりけんりつきょうようがくいん | |
| 15 | 鳥取県立教養学園 | とっとりけんりつきょうようがくえん | |
| 16 | 鳥取県立教養キャンパス | とっとりけんりつきょうようきゃんぱす | |
| 17 | 鳥取県立教養スクール | とっとりけんりつきょうようすくーる | |
| 18 | 鳥取県立教養中学校 | とっとりけんりつきょうようちゅうがっこう | |
| 19 | 鳥取県立金星学舎 | とっとりけんりつきんせいがくしゃ | |
| 20 | 鳥取県立金鵬学園 | とっとりけんりつきんほうがくえん | |
| 21 | 鳥取県立光鵬学園 | とっとりけんりつこうほうがくえん | |
| 22 | 鳥取県立向未来中学校 | とっとりけんりつこうみらいちゅうがっこう | |
| 23 | 鳥取県立光葉未来中学校 | とっとりけんりつこうようみらいちゅうがっこう | |
| 24 | 鳥取県立こころ場 | とっとりけんりつこころば | |
| 25 | 鳥取県立湖星学園 | とっとりけんりつこせいがくえん | |
| 26 | 鳥取県立コネクトスクール | とっとりけんりつこねくとすくーる | |
| 27 | 鳥取県立湖北鳥中学校 | とっとりけんりつこほくどりちゅうがっこう | |
| 28 | 鳥取県立湖山彩開中学校 | とっとりけんりつこやまさいかいちゅうがっこう | |
| 29 | 鳥取県立湖陽中学校 | とっとりけんりつこようちゅうがっこう | |
| 30 | 鳥取県立彩花中学校 | とっとりけんりつさいかちゅうがっこう | |
| 31 | 鳥取県立彩喜星中学校 | とっとりけんりつさいきせいちゅうがっこう | |
| 32 | 鳥取県立彩光学園 | とっとりけんりつさいこうがくえん | |
| 33 | 鳥取県立彩志学園 | とっとりけんりつさいしがくえん | |
| 34 | 鳥取県立さきゆう中学校 | とっとりけんりつさきゆうちゅうがっこう | |
| 35 | 鳥取県立三喜中学校 | とっとりけんりつさんきちゅうがっこう | |
| 36 | 鳥取県立三喜星空学園 | とっとりけんりつさんきほしぞらがくえん | |
| 37 | 鳥取県立子明館 | とっとりけんりつしめいかん | |
| 38 | 鳥取県立翔鳥中学校 | とっとりけんりつしょうちょうちゅうがっこう | |
| 39 | 鳥取県立親和学園 | とっとりけんりつしんわがくえん | |

| | | | |
|----|------------------|----------------------------|---------------------|
| 40 | 鳥取県立青雲学校 | とっとりけんりつせいうんがっこう | |
| 41 | 鳥取県立星彩中学校 | とっとりけんりつせいさいちゅうがっこう | |
| 42 | 鳥取県立星道中学校 | とっとりけんりつせいどうちゅうがっこう | |
| 43 | 鳥取県立清明中学校 | とっとりけんりつせいめいちゅうがっこう | |
| 44 | 鳥取県立TDC学園 | とっとりけんりつていでいーしーがくえん | |
| 45 | 鳥取県立十色学園 | とっとりけんりつといろがくえん | |
| 46 | 鳥取県立鳥取歩み中学校 | とっとりけんりつとっとりあゆみちゅうがっこう | |
| 47 | 鳥取県立鳥取市スカイスター中学校 | とっとりけんりつとっとりしすかいすたーちゅうがっこう | |
| 48 | 鳥取県立とっとり中学校 | とっとりけんりつとっとりちゅうがっこう | |
| 49 | 鳥取県立とっとり星宙学園 | とっとりけんりつとっとりほしぞらがくえん | |
| 50 | 鳥取県立とっとり夢ヶ丘中学校 | とっとりけんりつとっとりゆめがおかちゅうがっこう | |
| 51 | 鳥取県立ともいき中学校 | とっとりけんりつともいきちゅうがっこう | |
| 52 | 鳥取県立飛来中学校 | とっとりけんりつとらいちゅうがっこう | |
| 53 | 鳥取県立鳥学舎 | とっとりけんりつとりのまなびや | |
| 54 | 鳥取県立トリピー | とっとりけんりつとりぴー | |
| 55 | 鳥取県立虹色きらり | とっとりけんりつにじいろきらり | |
| 56 | 鳥取県立ハートフルスクール | とっとりけんりつはーとふるすくーる | |
| 57 | 鳥取県立花咲く中学校 | とっとりけんりつはなさくちゅうがっこう | |
| 58 | 鳥取県立万象の鳥中学校 | とっとりけんりつばんしょうのとりちゅうがっこう | |
| 59 | 鳥取県立陽野木学園 | とっとりけんりつひのきがくえん | |
| 60 | 鳥取県立ふくろうの学舎 | とっとりけんりつふくろうのまなびや | |
| 61 | 鳥取県立ふもと中学校 | とっとりけんりつふもとちゅうがっこう | |
| 62 | 鳥取県立併進中学校 | とっとりけんりつへいしんちゅうがっこう | |
| 63 | 鳥取県立星色中学校 | とっとりけんりつほしいろちゅうがっこう | |
| 64 | 鳥取県立星空学園 | とっとりけんりつほしぞらがくえん | 校名の読み方は同じ (ほしぞら) |
| 65 | 鳥取県立星空中学校 | とっとりけんりつほしぞらちゅうがっこう | |
| 66 | 鳥取県立星空☆中学校 | | |
| 67 | 鳥取県立星とり中学校 | とっとりけんりつほしとりちゅうがっこう | |
| 68 | 鳥取県立星取中学校 | とっとりけんりつほしとりちゅうがっこう | |
| 69 | 鳥取県立蛍 | とっとりけんりつほたる | |
| 70 | 鳥取県立ほたる野(の)中学 | とっとりけんりつほたるのちゅうがく | |
| 71 | 鳥取県立学び野スクール | とっとりけんりつまなびのすくーる | |
| 72 | 鳥取県立学びのプラットホーム | とっとりけんりつまなびのぷらっとほーむ | |
| 73 | 鳥取県立まなびの森 | とっとりけんりつまなびのもり | |
| 74 | 鳥取県立学び舎 知喜里 | とっとりけんりつまなびや ちきり | |
| 75 | 鳥取県立まなび・YA スクール | とっとりけんりつまなびやすくーる | |
| 76 | 鳥取県立未来のための学校 | とっとりけんりつみらいのためのがっこう | |
| 77 | 鳥取県立明星中学校 | とっとりけんりつめいせいちゅうがっこう | |
| 78 | 鳥取県立明鵬学園 | とっとりけんりつめいほうがくえん | |
| 79 | 鳥取県立百ノ輪中学校 | とっとりけんりつもものわちゅうがっこう | |
| 80 | 鳥取県立夜間キャンパス | とっとりけんりつやかんきゃんぱす | |

| | | | |
|----|-------------|---------------------|----------|
| 81 | 鳥取県立夜間スクール | とっとりけんりつやかんすくーる | |
| 82 | 鳥取県立夜間中学校 | とっとりけんりつやかんちゅうがっこう | |
| 83 | 鳥取県立夕日学園 | とっとりけんりつゆうひがくえん | |
| 84 | 鳥取県立緑新学校 | とっとりけんりつりょくしんがっこう | |
| 85 | 鳥取県立わかとり中学校 | とっとりけんりつわかとりちゅうがっこう | |
| 86 | 鳥取県立明笑学園 | | 応募時に記載なし |
| 87 | 鳥取県立明照学園 | | 応募時に記載なし |

議案第4号

令和6年度鳥取県立夜間中学入学者募集方針について

令和6年度鳥取県立夜間中学入学者募集方針について、別紙のとおり議決を求めます。

令和4年12月22日

鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹

令和6年度鳥取県立（夜間中学）入学者募集方針

※校名決定後差替え

1 基本方針

鳥取県立（夜間中学）は、入学資格のある入学希望者に対し、文部科学省が定めている中学校の学習内容を学ぶ機会を提供するため、入学者を募集します。

2 入学資格

次のすべてを満たし、中学校での学び直しを希望する人です。

- (1) 令和6年4月1日時点で鳥取県に在住している人で、国籍は問いません。
- (2) 令和6年4月1日時点で15歳以上の人（平成21年（2009年）4月1日以前に生まれた人）。
- (3) 次のいずれかにあてはまる人。
 - ア 不登校や病気など様々な理由により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人。
 - イ 小学校や中学校を卒業していない人。
 - ウ 本国や日本で十分に小学校や中学校の教育を受けられなかった外国籍の人。

3 入学者の募集

校長は次のとおり、入学者を募集します。

- (1) 募集学年は第1学年から第3学年まですべての学年です。原則として、募集人数は各学年10名程度です。
- (2) 年度の始め（その年の4月）の入学者を募集することを基本とします。また、入学者募集期間を決めて入学者を募集します。
- (3) 教育上の支障がないときは、年度の途中でも追加で入学者を募集することがあります。なお、入学の相談や授業見学・体験は年間をとおして受け付けます。

4 入学者の決定等

校長は次のとおり、入学者を決定します。

- (1) 入学希望者から提出された入学申込書類及び入学希望者への面談によって、入学資格、入学の意思、すでに学んだ義務教育の学習内容などを確認し、入学を決定します。
- (2) 入学を決定した人に入学許可書を交付します。なお、入学する学年は、第1学年を原則としますが、すでに学んだ義務教育の学習内容などをふまえ、教育上の支障がないときは第2学年以上への入学を認めます。
- (3) 入学資格のある入学希望者については、各学年の募集人数を超えても、学校で受け入れが可能な範囲で入学を認めることがあります。

5 その他

鳥取県立（夜間中学）入学者募集の詳細な内容は、県教育委員会が別に定めます。

報告事項ア

令和5年度使用教科用図書の採択変更について

県立学校における令和5年度使用教科用図書の採択変更について、別紙のとおり報告します。

令和4年12月22日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

令和5年度使用教科用図書の採択変更について

令和4年12月22日
高等学校課
特別支援教育課

1 概要

県立学校における令和5年度使用教科用図書について追加で採択を行うもの。

2 追加する採択教科用図書 2校各1点

(1) 米子高等学校

| 発行者の番号・略称 | 教科書の記号・番号 | 書名 |
|-----------|-----------|----------------|
| 7 実教 | 商業 704 | ビジネス・コミュニケーション |

(2) 琴の浦高等特別支援学校

| 使用教科 | 発行者 略称 | 図書名 |
|------|-----------|-------------------|
| 職業 | 育成会 | あたらしいほうりつの本(2018) |

3 追加をする理由

(1) 米子高校

令和5年度高等学校使用教科用図書申請にむけて、商業科内で当該教科書の選定を行ったが、校内で行われた「使用教科書調査」への記載を怠った。「使用教科書調査」の記入について複数人での確認を行っておらず、さらに教務部の教科書担当者も記入漏れに気づかなかった。副教材の申請時期となり、教科書の確認をした際に申請漏れが発覚し、教科書採択の申請の追加があったもの。

(2) 琴の浦高等特別支援学校

令和5年度使用教科書の検討にあたって、教務部教科書担当者が各教科担当者へ年度初めに購入する教科書リストはペーパーで提出を求めたのに対し、購入済の継続使用の教科書は口頭での確認のみだった。教務部教科書担当者が「採択」の意味を正しく理解しておらず、校内教科書選定委員会においても、継続使用の教科書は口頭での説明のみだった。また、校内稟議の際のチェックが不十分だったため、教科書採択の申請の追加があったもの。

4 再発防止に向けて

(1) 学 校・教科書採択の基本的な考え方について覚書を作成し次年度に引き継ぐ。

- ・校内教科書検討委員会の際の資料の様式を改善する。
- ・稟議の際に確認すべき事項をまとめたチェックシートを作成し添付する。

(2) 県教委・通知文に下線、間違い例等を記載し注意喚起を行う。

【別添資料】

(資料1) 県立学校における使用教科書の選定方針等

(資料2) 県立学校における使用教科書採択の仕組みについて

県立高等学校における使用教科書の選定方針等

令和3年5月14日
鳥取県教育委員会

1 選定方針

- (1) 県立高等学校の教科書については、子どもたちの特長を更に伸ばし、確かな学力の定着・向上を図り、子どもたちの学ぶ意欲を高めるための取組に沿ったものとし、生徒の能力・適性に応じて、令和4年度以降に実施する教育課程において開設する教科・科目において使用するものを選定することとし、特に次の点に留意するものとする。
 - ア. 本文、図表、表現等が正確であり、誤記、誤植又は脱字がない。
 - イ. 内容が教科・科目の目標に適合している。
 - ウ. 程度が生徒の実態に即し、適当である。
 - エ. 内容が系統的であり、配列や関連付けも適切で分量もよい。
 - オ. 印刷が鮮明であり、造本も適切で体裁もよい。
 - カ. 障がいその他の特性の有無にかかわらず生徒にとって読みやすいものになっている。
 - キ. 教科の目標を達成するよう、適切な創意・工夫がなされている。
- (2) 教科書の選定に当たっては、公正確保に努めるとともに、適正を期するため、次の資料等を有効に活用する。
 - ア. 教科書編修趣意書（文部科学省編）
 - イ. 教科書展示会（開催期間：毎年6月から7月の間の一定期間）
東・中・西3地区の5会場
〔 県教育センター、鳥取市立中央図書館、倉吉市立図書館、米子市立図書館、
境港市民図書館 〕

2 選定に当たっての留意事項

- (1) 各学校は、管理職、関係教職員で構成する『教科書選定委員会』を設置し、上記1の方針に基づいて、適正かつ公正に教科用図書を選定すること。
- (2) 選定の原案は各教科部会等で慎重に研究調査及び協議を重ねた上で作成することとし、『教科書選定委員会』で審査した後、外部関係者（PTA代表者、学校評議員、学校関係者評価委員など）の意見を聞いた上で選定すること。
- (3) 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（準教科書）については、教育目標の達成上、教科の主たる教材として適切なものを選定すること。

3 採択

- (1) 県立高等学校においては、各学校が選定した教科書の採択希望に基づき、県教育委員会が採択を行う。
- (2) 採択後、各学校は、採択結果及び選定理由について速やかに公表すること。

県立特別支援学校における使用教科書の選定方針等

令和3年5月14日
鳥取県教育委員会

1. 選定方針

- (1) 県立特別支援学校の教科書については、子どもたちの特長を更に伸ばし、確かな学力の定着・向上を図り、子どもたちの学ぶ意欲を高めるための取組に沿ったものとし、児童生徒の能力・適性に応じて、令和4年度以降に実施する教育課程において開設する教科・科目において使用するものを選定することとし、特に次の点に留意するものとする。
- ア. 本文、図表、表現等が正確であり、誤記、誤植又は脱字がない。
 - イ. 内容が教科・科目の目標に適合している。
 - ウ. 程度が児童生徒の実態に即し、適当である。
 - エ. 内容が系統的であり、配列や関連付けも適切である。
 - オ. 障がいその他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっている。
 - カ. 教科の目標を達成するよう、適切な創意・工夫がなされている。
- (2) 教科書の選定に当たっては、公正確保に努めるとともに、適正を期するため、次の資料等を有効に活用する。
- ア. 教科書編修趣意書（文部科学省編）
 - イ. 教科書展示会（開催期間：毎年6月から7月の間の一定期間）


2. 選定に当たっての留意事項

- (1) 各学校は、管理職、関係教職員で構成する『教科書選定委員会』を設置し、上記1の方針に基づいて、適正かつ公正に教科用図書を選定すること。
- (2) 選定の原案は教科部会、学部会等で慎重に研究調査及び協議を重ねた上で作成することとし、『教科書選定委員会』で審査した後、外部関係者（PTA代表者、学校評議員、学校関係者評価委員など）の意見を聞いた上で選定すること。
- なお、外部関係者には『教科書選定委員会』委員から次の点を中心に説明し、適正かつ公正な教科書選定となっているかの意見を聞くこと。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・校内における教科書選定の流れ・『教科書選定委員会』委員の構成（管理職、関係教職員）・上記1の方針にもとづいた選定 |
|---|

また、改善等の意見が聞かれた場合には、『教科書選定委員会』で検討し、今後に生かすこと。

- (3) 学校教育法附則9条の規定による教科用図書（準教科書、一般図書）については、教育目標の達成上、教科の主たる教材として適切なものを選定すること。
- (4) 県立特別支援学校において使用する教科書の採択スケジュールについては、以下の表を参考にする
- こと。

| 月 日 | 県教育委員会 | 県立特別支援学校 |
|--------|-------------------------|--|
| 5月 中旬 | 教科書選定に係る通知 |  『教科書選定委員会』の開催 外部関係者の意見聴取 採択申請を県に提出（※） 採択結果及び選定理由の公表 需要数報告 |
| 6月 月上旬 | 採択申請に係る通知 | |
| 7月 月上旬 | 新規に追加された一般図書の選定資料を各校に送付 | |
| 7月 月下旬 | | |
| 8月 月中旬 | 各校に採択通知 | |
| 8月 月下旬 | | |

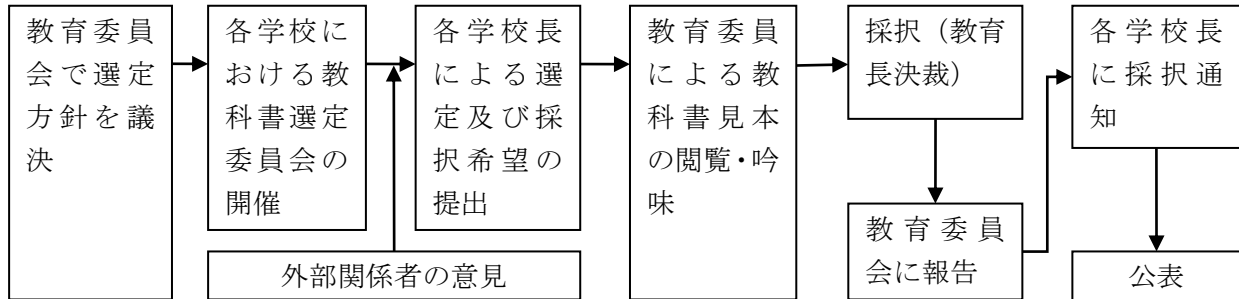
※高等学校検定教科書は、高等学校課の通知する期日に従って採択申請すること。

3. 採択

- (1) 県立特別支援学校においては、各学校が選定した教科書の採択希望に基づき、県教育委員会が採択を行う。
- (2) 採択後、各学校は、採択結果及び選定理由について速やかに公表すること。

<参考>

県立学校における使用教科書採択の仕組みについて



① 学校教育法 第三十四条第一項

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。（中学校、高等学校、特別支援学校も準用）

② 学校教育法 附則第九条

高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

③ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第二十一条

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

④ 鳥取県立学校管理規則 第12条

学校は、教育委員会が採択した教科書を使用しなければならない。

⑤ 教育長に対する事務の委任等に関する規則 第2条

教育委員会は、次の各号に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

※ 各号の中に県立高等学校（県立特別支援学校の高等部を含む。）の教科書採択に関する事務は含まれない→教育長に委任

報告事項イ

令和5年度鳥取県立高等学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した検査の実施について

令和5年度鳥取県立高等学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した検査の実施について、別紙のとおり報告します。

令和4年12月22日

鳥取県教育委員会教育長 足羽 英樹

令和5年度鳥取県立高等学校入学者選抜に係る
新型コロナウイルス感染症に対応した検査の実施について

令和4年12月22日
高等学校課

1 基本的な考え方

コロナ禍の中でも受検生が安心して鳥取県立高等学校入学者選抜を受検できるよう環境を整える。よって、2以下について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により、方針を変更する場合もある。

2 検査機会の確保

- 特色入学者選抜検査日 令和5年2月3日（金）
- 一般入学者選抜検査日 令和5年3月7日（火）～8日（水）
- 一般入学者選抜追検査日 令和5年3月13日（月）
- 再募集入学者選抜検査日 令和5年3月27日（月）
- 特別措置による検査日 令和5年3月27日（月）

【新型コロナウイルスに感染又は濃厚接触者^{*1}となった受検者への対応】

^{*1}陽性になられた方と生活を共にしている同居者等をいう。以下同じ。

- ◆ 特色入学者選抜検査当日に、新型コロナウイルスに感染、又は濃厚接触者で症状があるため受検できない者については、令和5年2月8日（水）までに受検できる場合は、別日程で受検できることとする。
- ◆ 一般入学者選抜検査、又は一般入学者選抜追検査の当日に、新型コロナウイルスに感染、又は濃厚接触者で症状があるため受検できない者については、志願先高等学校において特別措置による検査を実施する。検査内容は志願先高等学校で決定し、受検者に通知することとする。

3 検査会場等における新型コロナウイルスに対する主な感染症対策

- 県立高等学校においては、令和5年3月4日（土）から令和5年3月6日（月）までは生徒登校禁止とし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための準備を行う。
- 入学者選抜業務に携わる教職員及び受検者には、マスクの着用を義務付ける。
- 検査室の座席は、1メートル程度の間隔を空けて配置する。
- 常時換気することとするが、状況に応じて、少なくとも1教科終了ごとに10分程度窓や教室のドアを開放するなどの換気を行う。

4 検査問題の出題範囲や内容について

中学校学習指導要領の範囲内で、本県中学校教育課程の実態に沿った内容とし、現時点では、出題範囲の縮小は行わない方針。

5 無症状の濃厚接触者への対応等について

受検生が濃厚接触者となった場合において、次の①～④全てを満たすことを条件とし、当日の受検を認めることとする。

- ① 初期スクリーニング（PCR検査等^{※2}）の結果、陰性であること

^{※2}抗原定性検査で抗原定性検査キットを使用する場合「医療用」であること（以下同じ）

- ② 受検当日も無症状であること
 ③ 公共交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと
 ④ 終日、高等学校の指示に従い、別室で受検すること

★新型コロナウイルス感染者等への対応図

| | 一般入学者選抜 | 追検査 | 特別措置による検査 |
|-----------|-----------------------------|-----------------------------|-----------|
| 受検者が感染者 | 前日までに療養期間が解除されていれば受検可 | | |
| | 療養期間が解除されていなければ受検不可 | 療養期間が解除されていれば受検可 | |
| 受検者が濃厚接触者 | PCR検査等の結果が陰性で、当日無症状であれば受検可 | | |
| | PCR検査等の結果が陰性だが、当日症状があれば受検不可 | PCR検査等の結果が陰性で、当日無症状であれば受検可 | |
| | | 療養期間が解除されていなければ受検不可 | 検査実施 |
| | | PCR検査等の結果が陰性だが、当日症状があれば受検不可 | 検査実施 |

報告事項ウ

令和4年度 第2回 鳥取県教育審議会生涯学習分科会兼鳥取県社会教育委員会議の
概要について

令和4年度 第2回 鳥取県教育審議会生涯学習分科会兼鳥取県社会教育委員会議の概要につい
て、別紙のとおり報告します。

令和4年12月22日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

令和4年度第2回鳥取県教育審議会生涯学習分科会兼鳥取県社会教育委員会議の概要について

令和4年12月22日
社会教育課

- 1 日 時 令和4年11月18日(金) 午後1時30分から午後3時まで
- 2 場 所 伯耆しあわせの郷 大会議室
- 3 出席者 別紙のとおり
- 4 会議概要

会長専任・副会長の指名

令和4年10月1日に教育審議会委員兼社会教育委員の新たな任期が開始されて以降初めての会議であるため、議事に先立ち、鳥取県教育審議会条例第10条第3項及び第5項により、次のとおり会長を選任し、副会長を指名した。

会 長：川口有美子委員（公立鳥取環境大学准教授）

副会長：山根一記委員（鳥取市賀露地区公民館館長）

事務局説明

①鳥取県教育審議会生涯学習分科会の概要及び社会教育委員の役割

鳥取県教育審議会条例及び運営規程により生涯学習分科会兼社会教育委員会議の所掌等について事務局が説明を行った。併せて、事務局の社会教育主事が生涯学習・社会教育の定義、社会教育委員の職務、直近の施策の方向性などについて説明を行った。

②県立美術館の整備状況及びPR

梅田美術館整備局長による、県立美術館の整備状況、目的・コンセプト、美術品購入方針と購入状況等の説明を聴講した。

議事1 令和5年度社会教育関係団体への補助金について

社会教育法第13条に基づき、令和5年度当初予算(要求中)で社会教育関係団体へ交付予定の補助金の内容について、事務局の説明を聴取し、承認した。

(事務局の説明概要)

- ・補助金は過去3年間の補助実績額の平均をもとに3年に1度見直すこととなっており、令和5年度が見直しの年であるが、この3年間のコロナの影響を考慮し、交付団体・内容・金額とも令和4年度と同様に補助金を交付するよう予算要求中。
- ・中四国規模以上の大会を開催する団体への臨時的な補助は、2団体を予定している。(ガールスカウト鳥取県連盟 中四国地区トレーナー会開催、日本ボーイスカウト鳥取連盟 世界スカウトジャンボリー派遣)
- ・補助対象は、人材育成、指導者養成研修、調査研究、事務所賃借料である。

(主な意見)

事務局の説明に対する委員からの質問・意見はなかったが、補助金交付団体に所属する委員から、コロナの影響を受けて事業が計画通りに行えていない状況について説明があった。

議事2 任期中の調査・審議事項について

任期中(令和6年9月30日までの2年間)、事務局からの諮問等以外に分科会として取り組むテーマについて意見交換を行った。(調査・審議の結果をどう取り扱うかは現時点で考慮しない、自由な意見交換)今回の委員の意見を基に、次回以降の会議で改めて検討することとなった。

(事務局による直近の事例の説明)

直前の任期中の「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に関する調査・審議の経過と、とりまとめて建議として県教育委員会に提出した後の県教育委員会の対応状況(建議を受領したことに関する県議会、定例教育委員会への報告、関連する研修の実施)について説明。

(主な意見・関心事項)

○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動について

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動そのものや、携わる人材の確保育成について、地域間で格差が生じることなく、どこも取りこぼされない対策について。
- ・前期に建議した「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」については定着に時間が

かかる事項と考えられることから、内容の反映状況を検証していく必要があるのではないか。

- ・児童生徒、小さい子どもがいる家庭には学校関連の情報が入ってくるが、子どものいない家庭には情報が入らない。

○公民館等社会教育施設について

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動のコーディネート機能を含め、公民館等の社会教育施設の機能強化とともに、公民館を活用した人材育成、人材育成のための組織づくりをする必要があるのではないか。

○デジタル社会について

- ・GIGAスクール構想により児童生徒がタブレットを活用する機会が増加するが、健康面への配慮、情報モラル等の問題、家庭の通信環境格差への対応等の課題に対して、家庭や地域、公民館などで子どもたちの学びをどう支えていくかについて課題意識を持っている。
- ・社会のデジタル化が進展するなか、児童生徒はICTについて学校教育等で学ぶ機会があるが、高齢者のデジタル格差をどう埋めるかが課題。情報通信技術により過疎地でも都市部と同じような学習機会が得られる環境が整っても、学習機会に対してアクセスできない高齢者がおり、そこを乗り越えるための学習を進める必要がある。

○体験活動について

- ・体験活動の経験がない大人、子どもが増加していることから、鳥取県の多くの自然を活用したより使いやすい体験活動の場を検討してはどうか。

○リカレント教育について

- ・大学等高等教育機関も公開講座等でリカレント教育を推進する必要があるが、鳥取県のリカレント教育の現状、鳥取県に合ったリカレント教育の進め方を考えてみたらどうか。

令和4年度第2回鳥取県教育審議会生涯学習分科会兼県社会教育委員会議
出席者名簿

| 氏名 | 所属・職名等 | 備考 |
|--------|---------------------------|----|
| 池田 緑 | 鳥取県読書アドバイザー | |
| 小椋 博幸 | 倉吉市教育委員会教育長 | |
| 川口 有美子 | 公立鳥取環境大学環境学部准教授 | |
| 小林 宏美 | 若桜町立わかさこども園長 | 欠席 |
| 小林 まゆみ | 鳥取県連合婦人会 | |
| 清水 まさ志 | 鳥取大学地域価値創造研究教育機構准教授 | |
| 高尾 裕子 | 鳥取県PTA協議会副会長 | 欠席 |
| 平尾 岳文 | 新日本海新聞社総務局総務部長 | 欠席 |
| 福田 京子 | 日本ボーイスカウト鳥取連盟理事 | |
| 福田 範子 | 日南町教育委員会事務局教育課総括室長兼社会教育室長 | |
| 山田 美奈 | 智頭町地域おこし協力隊 | 欠席 |
| 山根 一記 | 鳥取市賀露地区公民館館長 | |
| 淀瀬 由美 | 倉吉市立上小鴨小学校校長 | |
| 米田 速史 | 公益社団法人鳥取県老人クラブ連合会理事 | 欠席 |

報告事項エ

令和4年度鳥取県「コミュニティ・スクール推進研修会」兼「地域学校協働活動研修会」の概要について

令和4年度鳥取県「コミュニティ・スクール推進研修会」兼「地域学校協働活動研修会」の概要について、別紙のとおり報告します。

令和4年12月22日

鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹

令和4年度鳥取県「コミュニティ・スクール推進研修会」兼「地域学校協働活動研修会」の概要

令和4年12月22日

社会教育課

地域社会のつながりや支え合いの希薄化による地域の教育力の低下や、学校が抱える課題の複雑化・困難化といった社会的課題の解決を目指すとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤として、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていくため、学校運営協議会制度の活用や学校と地域が目標やビジョンを一つにして行う地域学校協働活動について学ぶことを目的に開催した。

なお、研修会は社会教育課と各学校教育担当課及び各教育局が協働で行った。

- 1 日時 令和4年11月14日（月）午後1時15分～4時20分
- 2 会場 米子市淀江文化センター さなめホール
- 3 対象 県・市町村行政関係者、学校管理職、教職員、学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員、地域コーディネーター、公民館職員、学校支援ボランティア、PTA関係者、保護者、地域住民 等
- 4 参加人数 300名（内訳 地域の方176名、学校教職員105名、行政職員19名
参加方法 会場137名、ライブ配信163名、アーカイブ配信再生回数84回）

5 概要

(1) パネルディスカッション「ここが知りたい！CSと地域学校協働活動の関係性」

- ア 登壇者 進行役 文部科学省CSマイスター（南部町教育委員会教育長）福田範史 氏
コメンテータ 文部科学省CSマイスター（山口県教育庁義務教育課 主幹）相田康弘 氏
発表者 鳥取県立岩美高等学校 校長 辻中孝彦 氏
岩美町教育委員会 主任 亀井雅信 氏
山口県萩市立萩東中学校 学校運営協議会委員 工藤美佐 氏

イ 概要

【岩美高校の発表内容】

- ・次の3つの視座を大切に地域学校協働活動に取り組んでいる。
 - 「学校「自前主義」からの脱却」＝地域人材との協働
 - 「魅力創出の主体は学校であるべき」＝岩美町教委の先見性と厚意を無駄にしない、学校が主体的に地域へ声をかける
 - 「魅力創出のための「共通言語」で協働力を高める」＝「中学生が行きたくなる学校」に統一
- ・教職員の意識を変えるのは難しいが、生徒の変容が力になって変わってくる。
- ・中学生が行きたくなる、岩美高でしか行えない、岩美高ならではの教育を行う。
- ・岩美町は町から高校がなくなることにより危機感を持っており、高校があることの重要性を理解。
- ・岩美高で生徒はなりたいたい自分を作り、地域と協働することで持続可能な地域を作る。
- ・これまで以上に学校と町が密に連携していく。学校の応援団を増やしていく。

(コメント)

- ・山口県では、「校長は学校の経営者ではなく、コミュニティ・スクール経営者だ」と言っているが、岩美高校は正にそうになっている。学校だけで全て完結するのではなく、地域とともに学校経営をすることが大切。

【萩東中学校の発表内容】

- ・萩東中学校区は平成26年からコミュニティ・スクールになった。「不登校の増加」「PTA活動参加者の減少」「教員の時間外の増加」という課題等に取り組んできた。
- ・保護者カフェで些細な疑問等を保護者間の横のつながりで解消。学校への問合せ減少につながる。
- ・不登校が問題になった際、学校運営協議会の承認を経て、家庭教育支援チームを立ち上げ。適応指導教室と連携し、アウトリーチの取組に繋がった。
- ・大切にしていることは「持続可能性」「できるだけ無理をしない」「既存をいかす」「目的の共有」。
- ・アイデアは学校や学校運営協議会などで合意形成しながら実現。「何のために、誰のために」を共有することが大切。卒業生や元PTAが次の人材として育ってきている。

(コメント)

- ・多くの場面で立場の違う人たちが、同じテーブルで「子どもたち」について語ることがポイント。

【進行役によるまとめ】

- ・なぜ、地域と学校が連携しなければならないのか。どのような状況がWIN-WINになるのか。地域と学校が協議する場が学校運営協議会である。
- ・思いや覚悟を持って、何をしなければならないのかを各々が考えることが大切。
- ・県教育審議会生涯学習分科会が県教育委員会に「建議」を提出されたが、建議で示されたものを参考に県でも進めていって欲しい。

(2) 講義「学校と地域でつくる子どもたちの未来～CSと地域学校協働活動の一体的推進について～」

講師 文部科学省CSマイスター（山口県教育庁義務教育課 主幹）相田康弘 氏

- ・様々な人々が協働し共通の目標に向かうために、学校運営協議会での「熟議」がある。目的を共有し、自分ごととして進める。
- ・「何をするか」が話し合いのテーマになりがちだが、そうではなく、何のためにするか、誰のためにするかが重要。
- ・これからの学校が本気で進めるべきことは、育成すべき子どもの資質や能力、学校区でめざす子ども像等について熟議すること。
- ・情報発信、広報は、何のために行ったかが伝わるのが大切。広報紙の見出しも「〇〇を行いました」ではなく、「〇〇の心構えを体感—●●実習—」のように目的が伝わる工夫を。

6 参加者アンケートの結果概要

(1) 回答者数

141名（内訳）学校管理職 57、教職員 14、教委事務局職員 15、学校運営協議会委員 37、地域学校協働活動推進員・コーディネーター等 10、その他 8

(2) 結果（抜粋）

○問 コミュニティ・スクールを充実させるためのポイントは何だと思いましたか？（複数回答）

| 項目 | 割合 |
|--|-------|
| 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域との協働活動を一体的に行うこと | 62.1% |
| 学校長のリーダーシップ（テーマ設定・説明など） | 56.4% |
| 地域への情報発信 | 47.1% |
| 学校運営協議会委員の積極的な参画 | 42.9% |
| 地域学校協働活動を行う人材の確保 | 37.1% |
| 地域学校協働活動推進員・地域コーディネーターによる調整 | 18.6% |
| 教育委員会による支援 | 11.4% |
| 学校運営協議会の委員構成 | 10.7% |
| 学校運営協議会の会議回数 | 2.1% |

○自由記述欄（抜粋・要約）

【学校管理職】

- ・学校運営協議会での最初の言葉かけの仕方が印象に残った。「こういう活動をしたい」と活動の事を言うといふばらばらにやりたいことを言い出す。そうではなく、「こういう子どもを育成したい」という言い方であれば、一人ひとり一つの目標に向かっての意見を出してくるようになる、ということであった。なるほどと思った。教職員も、前者に陥っているかもしれない。やったらよいこと、楽しいことは山のようにあるが、それが学校課題や子どもの実態に照らし合わせてどうなのかということを検討することが大事だと感じた。

【学校教職員】

- ・先進的に学校地域連携に取り組んでおられる実践について学ぶことができ非常に参考になった。先進的な取組を進めていく際に、困難だったことや、今現在の課題などについてももっと知りたいと思った。
- ・学校だよりのタイトル、マンガでの説明、相田先生のお話が特に分かりやすかった。CSのことを全く知らない方でも理解しやすい素敵なマンガだった。事務職員も一層勉強を重ねていきたい。
- ・「意識改革で一番難しいのは、校内の教員たち」という言葉があり、身につまされると同時に大いに納得した。まず校内の全教員で、この話題で話し合うことが大切であるといつも思う。校長のリーダーシップのもと、必要性を実感し、自分ごととしてとらえていきたい。

【学校運営協議会委員】

- ・教育目標を学校と地域が一緒になって設定し、学校運営協議会で承認するということが明確に説明され、地

域の委員も我がこととして学校課題を捉え、どのように協力支援していくのか考えなければいけないと感じた。情報の共有化により各部署が活動できるような運営ができるようになるといいのかなと感じた。

【教育委員会の事務局職員】

- ・教育委員会として、学校を取り巻くたくさんの方々の、子どもたちへの関心を高めていく必要があると感じている。自分事として子どもたちに関わる風土を、町を上げて作っていく役割を教育委員会も担わなければならないと考えている。本町での取組はまだ始まったばかりだが、地域にある多くの人財をつなぎながら、わが町の子どもたちのための、学校のための取組の輪が広がるよう推進していきたいと思う。
- ・「学校教育は学校だけで行うもの」という認識からの脱却（特に学校教職員の意識改革）の重要性を感じた。

【地域学校協働活動推進員・地域コーディネーター】

- ・正解がない取り組みであるため、あきらめずに見直しながらやっていく活動であると改めて思った。
- ・学校だけで子どもを育てることはできない世の中である。
- ・教員の意識がどうなのか知りたい。どんな形で学校と連携したら一番よいのか悩みである。
- ・地域の中で子どもたちの力の活かし方や、子どもたちがいきいきと活動している様子、地域の人たちが家庭の困り感を共有し対策を立てている事例を学ぶことができた。
- ・コミュニティ・スクールの目的をしっかりと把握することの必要性を感じた。「事業をやりました」だけではなく、子どもたちの変化、地域の変化も見逃さない観察も必要である。始めは大きな力、負担もあるが、最初に頑張ればあとから結果がついてくると信じたい。

報告事項才

図書館総合展2022カンファレンス in 鳥取及び 都道府県立図書館サミット2022の開催結果について

令和4年12月22日
図 書 館

全国の図書館職員や図書館関係者が集まって、図書館における様々な取組やこれからの図書館のあり方について議論するイベントを、令和4年11月26日から3日連続で本県において開催しました。

【図書館総合展とサミットを本県で開催する目的】

コロナ禍の中、研修参加もままならず、新たな知見により自らの館を見直す機会が不足している。

都道府県立図書館のあり方について、実際に悩み、考え、実践しているのは、他県の都道府県立図書館に勤務する職員であり、全国の同じ立場の職員と意見を交わし、様々な事情や工夫を学びながら自館の事業にフィードバックしていくことは不可欠である。本イベントを通して他県の図書館職員等と交流し、つながる機会を設けることを目的とする。

1 図書館総合展2022カンファレンス in 鳥取

(1) 日時等

- ア 日 時 令和4年11月26日(土) 午前9時30分から午後5時20分まで
イ 会 場 鳥取県立生涯学習センター県民ふれあい会館(鳥取市扇町21)
ウ 参加者 243名(会場参加者83名+オンライン申込者160名)

(2) 図書館総合展とは

今年で24回目となる国内最大の図書館関係のイベントであり、関係者の最大級の交流の場。

コロナ禍以前は、毎年パシフィコ横浜で延べ3万人以上の来場者を迎えて開催。令和2年と令和3年は、完全オンラインで開催。令和4年度は、オンラインを主としながら一部小規模なサテライト会場(鳥取会場)をつないだハイブリット形式での開催となった。

(3) 概 要

- 基調講演「デジタル社会の行き着く先にライブラリアンが果たしうる役割を考える」
講師：清田 陽司 氏(一般社団法人情報科学技術協会会長)
- 講 演「デジタル時代のシティズンシップを支えるのはだれか？」
講師：豊福 晋平 氏(国際大学 GLOCOM 准教授)
- パネルディスカッション1『現在を語る』～GIGA スクールと学校図書館～
宮澤 優子 氏(高森町立高森北小学校・高森町子ども読書支援センター 司書)
小林 みちる 氏(鳥取県立鳥取西高等学校 司書主任)
高橋 菜奈子 氏(東京学芸大学附属図書館 学術情報課・情報基盤課 課長)
今井 福司 氏(白百合女子大学 准教授) ※オンライン登壇
- パネルディスカッション2『未来を語る』～教育をデザインする、探究学習の先にあるもの～
織田澤 博樹 氏(青翔開智中学校・高等学校 学校長)
小野 永貴 氏(筑波大学助教、軽井沢風越ラーニングセンター共同研究者)
横山 順一 氏(鳥取県教育委員会 GIGA スクール推進課長)

(4) 感 想

- ・図書館員がこれから果たすべき役割、必要なスキル、自身が置かれている状況など俯瞰できた。
- ・Society5.0時代の専門職としてのライブラリアンの役割が見えてきた。
- ・教育現場でどう生き残っていけばいいのか具体的なイメージがわいた。
- ・学びの場が学校の中だけにとどまらなくなっていることが実感できた。
- ・GIGA スクールは学校図書館が教育に寄与するチャンスではあるが受け身では機を逃す。
- ・自分に足りない能力を見極めて、他者とつながりつつ学ぶことの大切さがわかった。
- ・思った以上に学校図書館が変革していく必要があるということを実感した。

2 都道府県立図書館サミット2022

(1) 日時等

ア 日 時 令和4年11月27日(日) 午前10時から午後5時30分まで
令和4年11月28日(月) 午前10時から午後5時まで

イ 場 所 : 鳥取県立図書館 大研修室

ウ 参加者 : 27日 250名(会場参加者90名+オンライン参加者160名)
28日 290名(総会場申込者+オンライン申込者)

※28日早朝、県外のスタッフ1名について、コロナウイルスの陽性判定が確認された。急遽登壇者・スタッフは全員、抗原検査で陰性を確認するとともに、会場参集は中止し、参加申込者全員にオンライン配信のリンクを送る方法で対応した。

(2) 都道府県立図書館サミットとは

今後の都道府県立図書館の在り方を考えることを目的に、全国の有志が実行委員会を組織して平成28年に初めて開催した。その3年後に第2回が開催されており、本会が3回目のサミットとなる。

(3) 概 要

○セッション#1

基調講演：都道府県立図書館をめぐる論点整理 「都道府県立図書館のこれまでとこれから」

講演：田村 俊作 氏(慶応義塾大学名誉教授・石川県立図書館長)

○セッション#2 クロストーク

話者：田村 俊作 氏、小林 隆志 進行：丸山 直也 氏(山梨県立図書館)

○セッション#3 都道府県立図書館と基礎自治体：都道府県立図書館の役割

課題提起：デジタル社会における図書館のポジショニング・サービスモデル

話者：吉本 龍司 氏(株式会社カーリル)

情報基盤としての都道府県立図書館1ー長野県のデジタルシフト

話者：森 いづみ 氏(県立長野図書館長)

コンテンツサプライヤー/県/市町村との連携-鳥取県の取組み

話者：岩崎 武史(鳥取県立図書館支援協力課係長)

○セッション#4

図書館事業経営のアライアンス(提携)ー都道府県立図書館と基礎自治体そして多様なプレイヤー

図書館とまちとのにぎやかな関係 話者：高橋 真太郎 氏(境港市民図書館)

県市合築図書館の現状・課題・展望 話者：山重壮一 氏(高知県立図書館専門企画員)

○セッション#5

図書館の可能性：空間そして情報・人の融合 建築からみる図書館の“空間・場”

話者：MARU. architecture 森田 祥子 氏 畝森泰行建築設計事務所 畝森 泰行 氏 他

(4) 感 想

- ・自由でオープン、熱意と発信、これが図書館の魅力なのではと思った。
- ・電子図書館で何をするのか、市町村支援で何をするのかを考えるきっかけになった。
- ・セッションの間に交流が盛んに行われていて、とても良かった。
- ・いずれも今考えたいテーマ、濃い話が続き参加して良かった。
- ・公共図書館の今を考える上でヒントになるお話を聞くことが出来て良かった。



総合展のパネルディスカッション



サミットのクロストーク